

財務省告示第八十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五條第十項の規定に基づき、平
 成十七年二月二十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十七年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

| 七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 |
|----------------|------------|-----------------------|----------------|--|--|-----------------------|
| 払込金額 | 発行額 | 募入決定の方法 | 発行方法 | 振替法の適用等 | 法律及びその条項 | 名称及び記号 |
| 四千九百三十五億二百五十二万 | 四千九百三十五億二千 | 各申込みのからその応募額を順次割り当てる。 | 利回りを競争に付して行われる | 成債等振替法に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 の振替法とす。その規定の適 用を受けるとし、その振替 を振替法とす。 | 法律第六 條第一項 及び国債 整理基金 特別會計 法（昭 和十六年 法律第一 〇九号） 第十一條 第一項 | 利付国庫債券（三十年）（第十七 回） |

八 最低額面金

五 万円

九 振替単位

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。

十 発行日

平成十七年二月二十一日

十一

発行価格

額面金額百円につき九十八円七

十二

利率

年二・四パーセント

十三 経過利率

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二

十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.4}{100} \times \frac{63}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるもの

については、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(た

だし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記

(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人の適用を受ける所得税の税率

を乗じた金額)を控除することとすることができる。
平成十七年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した

十四 初期利子

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 者 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平成十七年二月二十一日
財務大臣から通知を受けた者
日本銀行
額面金額百円につき百円
平成四月十六年十二月二十日
る利子を払う。
いて、その日以前六月間に属す
日を支払期とし、各支払期にお
毎 年 六 月 十 日 及 び 十 二 月 十
日 を 支 払 期 と し、 各 支 払 期 に お
後 第 二 期 利 子 以

償還金額 $\frac{2.4 \times 1}{100 \times 2}$

金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。）。